

財政構造改革基本方針(案)の概要

I 財政の現状と今後の見通し

1 財政の現状

(1) 歳入

- 県税収入は、平成15年度を底に穏やかな増収基調
- 地方交付税は、平成16年度の大幅削減後、抑制基調に

(2) 歳出

- 公債費、社会保障関係経費に加え、団塊の世代の退職が始まることで人件費も増えると見込まれ、義務的な経費全体が増加

(3) 財源対策用基金の状況

- 平成16年度末残高が150億円を割り、全国平均の約380億円と比較すると枯渇状態

(4) 財政指標

- 公債費の急増により各指標は急速に悪化、財政の硬直化が明らかに

2 危機的状況に直面した要因

- 平成16年度当初予算編成終盤の国による地方交付税等の一方的削減は、予想を上回るもので、緊急避難的に基金繰入等に対応したが、結果的に収支不均衡が解消されないまま財源対策用基金は枯渇状態に
- 平成17年度当初予算編成では「事実上の財政破綻のシグナルが点滅開始」と認識

3 今後の財政見通し

- 「中期財政見通し平成17年10月見直し」において、平成18年度は320億円もの不足額、同年度から平成21年度までの不足見込額合計は1,600億円近くに
- 平成16年度当初予算編成終盤のような想定を超える著しい影響が生じた場合、財政再建準用団体へ転落という危機的事態も起こり得る状況
- 財政運営が事実上、国の管理下に入り、県内経済や県民生活に多大な影響を及ぼす財政再建準用団体への転落は何としても避ける必要

II 財政構造改革の目標と方向性

1 財政構造改革の意義と目標

- 財政運営上の当面の課題は、巨額の財源不足により現実味を増した財政再建準用団体転落の危機回避と、三位一体改革の動向への適切な対応
- 経済の低成長が続き、少子高齢化に伴う人口減少時代の到来が現実となる中、分権型社会システムへの転換も進む状況では、行財政改革による一層のスリム化と持続可能な財政構造の確立が必要
- こうした課題の解決を図るには、従来手法による取組みでは不十分であり、財政構造の抜本的な改革を、柔軟な姿勢で集中的に実施

(1) 目標

財政再建準用団体に転落の危機を回避するとともに、基金の繰入に依存しない持続可能な財政構造への転換を図る。

(2) 対象期間

平成18年度～平成21年度(直ちに取組み可能なものは平成17年度から前倒し実施)

(3) 基本方針の見直し等

毎年10月に見直す「中期財政見通し」に基づき、予算編成過程の中で収支改善目標額や具体的取組み内容も毎年度見直し

2 改革に向けた基本的方向性

(1) 歳出対策

- これまで直接的に削減の対象としてこなかった義務的な経費も抑制

① 内部努力を徹底

- 事業に充てる財源は自ら捻出するという発想に立ち、行政コスト圧縮に関連する項目全般から、内部管理経費の徹底した見直しが必要不可欠

② 事務事業を徹底的に見直し

- 事務事業における県の公的関与や役割について、全事務事業を見直し、民間に委ねられるものは、NPOとの協働やアウトソーシングを検討
- 緊急性や必然性が乏しいものを廃止・休止するなど、予算化する事務事業数の絞り込みによる「選択と集中」を徹底
- 公債費の増嵩に歯止めをかけるため抑制する投資的経費は、効率的・重点的に整備実施
- 対象期間中は改革の実現を優先すべきであり、財源捻出が困難な計画段階の大規模事業は原則凍結
- ただし、重点化が必要な施策分野の事業展開などのため、当初予算編成において確保可能な一般財源の範囲内で、新規事業に向けた「特別枠」を設定

(2) 歳入対策

- 広範な視点からの取組みを強化

① 県税収入の確保と受益者負担の適正化

- 県税の確保に努めるほか、課税自主権を発揮する方向で検討
- 使用料・手数料は、行政サービスに応じた受益者負担に適正化

② 県有財産の売却等と、新たな収入源の開拓

- 市場動向に留意しつつ、県有財産の計画的売却を一層推進
- 広告料等、新たな収入源の確保を検討

③ 県債の適正な活用

- 投資的経費抑制や自主財源確保など、できる限り県債に頼らない予算編成
- ただし、歳入歳出両面から改善努力した上で、新たな県債を最小限活用

④ 基金の活用

- ・ 緊急事態への備えとして、できるだけ早期に200億円の残高確保が望ましい財源対策用基金は、可能な限り積立ながら取り崩しを極力圧縮して温存を図るほか、その他の基金は、他県の事例を参考に更なる活用拡大を検討

(3) 県民等の理解促進

- 改革進展は、県民や市町、団体等に影響を与えるが、財政再建準用団体へ転落した場合に与える影響の深刻さは自主改革以上のため、取組み現状を積極的に説明するなど、県民等の視点に立った情報の提供・共有を実施

(4) 庁内の取組み体制及び新しい予算編成方法の導入

- 改革は「愛媛県健全財政推進本部」を中心に、全庁一丸となって取組み
- 部局による「選択と集中」の実効を確保すると同時に、その結果を最大限尊重する、行政評価と連動した新しい予算編成方法を導入
- 年間の一般財源所要額の把握が重要になるため、当初予算は「年間総合予算」を原則とし、補正予算は情勢変化への対応など、緊急性の高いもの主体の編成

III 財政構造改革の具体的取組み

1 歳出の削減

(1) 内部努力の徹底(行政のスリム化・効率化)

① 総人件費の抑制

i 組織の簡素化、定員の削減

- 市町村合併の進展などに応じた組織の統廃合等
- 定員適正化計画の前倒し実施
- 臨時職員の削減

ii 職員給与の抑制

- 財政の危機的状況に対応するため、職員給与の減額を臨時的に実施し、総人件費を抑制(平成18~21年度:全職員対象)

iii 諸手当などの見直し

- 国の動向や社会情勢及び勤務環境の変化等を勘案して諸手当などの給与制度の点検を実施

② 内部管理経費の削減

i 県が設置する施設の見直し

- 県が設置、運営する必要性を抜本的に見直し、維持管理費を更に節減(民間有識者等で構成する検討機関設置)
- ESCOなど、費用対効果が期待できる施設省エネルギー化策の積極的導入

ii 業務効率の向上

- 総務系業務の見直しを図り、システム化、アウトソーシング化等を推進
- 仕事の進め方を見直し、超過勤務の縮減に向けた取組みを強化するほか、業務効率の向上による行政コストの圧縮

(2) 事務事業の徹底的な見直し

① ゼロベースからの見直しによる「選択と集中」

- 県の公的関与の必要性・緊急性などについて、全ての事務事業を見直し（廃止・休止を前提に事務事業数を絞り込み、全ての事業に終期設定）
- 予算を伴わず、知恵と工夫による「経費ゼロ事業」の構築推進

② 県単独補助金等の見直し

- 市町、団体などへの補助金(任意継ぎ足しを含む)は、廃止を前提に見直し
- 社会保障関係経費の補助金は、県の裁量部分の見直し等により増嵩抑制
- 国の外郭団体等への負担金を見直し

③ 投資的経費の見直し

i 投資規模の縮小

- 公共事業などの投資的経費の更なる削減（当面、普通建設事業を中四国平均程度へ削減）
- 新規事業の導入や新規箇所について、事前調整を徹底

ii 投資の重点化

- 緊急性や費用対効果等から優先度を判断、効率的・重点的な社会基盤整備

iii 工事コストの縮減

- 国の基準等の制約を受けない工事は、本県に応じた規格や水準で整備

④ 大規模事業等の見直し

- 計画中の大規模事業(県有施設整備、全国規模のイベント等)は、原則凍結（部局が着手の必要ありと判断する場合、自らが必要な財源を捻出）
- 着手(決定)済の事業は、事業期間の延長を検討
- その他の一般財源額の大きい継続事業は、圧縮や平準化等の実現に向け、制度を含めて個別に見直し

(3) 予算執行段階での節減努力

- 「捨てない 使わない 無駄にしない」徹底のための「NOT3(ノットスリー)運動」を実施するなど、経費全般の削減努力

(4) その他の取組み

① 公債費の増嵩抑制

- 投資的経費の削減を通じ、県債の新規発行を抑制
- 後年度の公債費を平準化するため、新規発行債の30年償還一部導入を継続

② 特別会計・企業会計の見直し

- 存在意義を踏まえた事業内容や計画等の見直し
- 事業・経営の合理化や経費の節減
- 繰出基準への引き下げなど、一般会計繰出金の抑制を検討

③ 公社等外郭団体の見直し

- 廃止・存続・統合など、あり方を検討
- 存続又は統合する場合は、県の人的・財政的関与を縮小

2 歳入の確保

(1) 県税収入の確保

① 課税自主権の発揮

- 新税創設、超過課税の検討

② 税負担の公平性確保と徴収率の向上

- 課税対象の的確な捕捉
- 時期に応じた自主納税の促進活動を強化実施
- 滞納額の縮減(滞納処分を前提とした整理活動の強化等)
- 社会経済情勢の変化に即した税制上の減免基準の見直し

(2) 受益者負担の適正化

- 使用料・手数料の見直し
- 事業執行における特定の受益者の適正負担を徹底(テキスト代の実費負担等)

(3) 県有財産の売却・利活用

① 県有財産の計画的売却

- 市場動向に留意しつつ、県有財産の計画的売却を強化

② 県有財産の利活用

- 事業凍結等により、一定期間活用しない土地等は、貸付などを実施
- 機関の統廃合で利用しなくなった施設は、他への転用や売却・貸付を実施

(4) 新たな収入源の開拓

- 広告料収入の確保検討
(県広報媒体への広告の掲出、ネーミングライツ(施設命名権)販売制度など)

(5) 県債の適正な活用

- 初めて財政健全化債を発行

(6) 基金の活用

- 財源対策用基金は、可能な限り積立ながら、取り崩しは極力圧縮
- その他の基金は、設置目的等を踏まえながら活用拡大を検討

(7) その他の取組み

- 徴税のノウハウを活用するなど、未回収債権の回収について取組みを強化
- 宝くじの県内における売り上げ増を図るため、普及・宣伝活動を強化

IV 財政構造改革による収支改善目標額と効果

財政構造改革による中期財政見通しの収支改善

(億円)

| 区分 | 年度 | 17(予算) | 18 | 19 | 20 | 21 | 18~21合計 |
|------------------------|----------------------|--------|-------|-------|-------|-------|---------|
| 中期財政見直し (17年10月見直し) | 財源不足額 (A)=(B)-(C) | 0 | △ 320 | △ 391 | △ 425 | △ 443 | △ 1,579 |
| | 歳入合計(B) | 6,469 | 6,216 | 6,186 | 6,180 | 6,137 | 24,719 |
| | 歳出合計(C) | 6,469 | 6,536 | 6,577 | 6,605 | 6,580 | 26,298 |

| | | | | | | |
|---------------------------------|--|------------------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------|
| 改革による収支改善目標額 (D)=(E)-(F)-(G) | | 260 | 310 | 345 | 380 | 1,295 |
| 歳入確保(E) | | 85 | 75 | 60 | 50 | 270 |
| 事務事業等削減(F) (単年度削減額) | | △ 115 (△ 115) | △ 190 (△ 75) | △ 255 (△ 65) | △ 315 (△ 60) | △ 875 (△ 315) |
| 臨時的給与抑制(G) | | △ 60 | △ 45 | △ 30 | △ 15 | △ 150 |

| | | | | | | |
|--------------------------|--|------|------|------|------|-------|
| 改革後の財源不足額 (H)=(A)+(D) | | △ 60 | △ 81 | △ 80 | △ 63 | △ 284 |
|--------------------------|--|------|------|------|------|-------|

| | | | | | | |
|----------------------|--|----|----|----|----|-----|
| 執行削減努力等での決算時改善目標額(I) | | 90 | 90 | 90 | 90 | 360 |
|----------------------|--|----|----|----|----|-----|

| | | | | | | |
|---------------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|------------|
| 財源対策用基金等残高 〔(H)へ投入し、(I)を積立後〕 | 113 | 143 | 152 | 162 | 189 | 基金増加 76 |
|---------------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|------------|

「歳入確保(E)」の内訳(年度別見込)

| | | | | | |
|------------------|----|----|----|----|-----|
| 県税収入の確保 | 15 | 20 | 20 | 25 | 80 |
| 県有財産の売却 | 10 | 5 | 5 | 5 | 25 |
| 受益者負担適正化、新たな収入源 | 0 | 5 | 5 | 5 | 15 |
| 県債の適正な活用(財政健全化債) | 60 | 45 | 30 | 15 | 150 |
| 計 | 85 | 75 | 60 | 50 | 270 |

「事務事業等削減(F)」の内訳(単年度削減額の年度別見込)

| | | | | | |
|-----------|-------|------|------|------|-------|
| 内部管理経費の削減 | △ 10 | △ 15 | △ 15 | △ 15 | △ 55 |
| 事務事業の削減 | △ 105 | △ 60 | △ 50 | △ 45 | △ 260 |
| 計 | △ 115 | △ 75 | △ 65 | △ 60 | △ 315 |

【「改革による収支改善」の考え方】

- 各年度の「改革後の財源不足額(H)」を85億円未満に圧縮したうえで、予算では、同額の財源対策用基金等の投入(繰入)を計上しても、執行削減努力等により決算段階で90億円程度の改善を図ることで、財源対策用基金等の取り崩しを極力圧縮し、望ましい基金残高 200億円に向け、着実に積立努力
- 平成21年度の構造的な財源不足額 約450億円に対し、財政再建準用団体の転落回避に必要な 300億円以上の収支不均衡解消を、改革取組みの最低ラインに設定

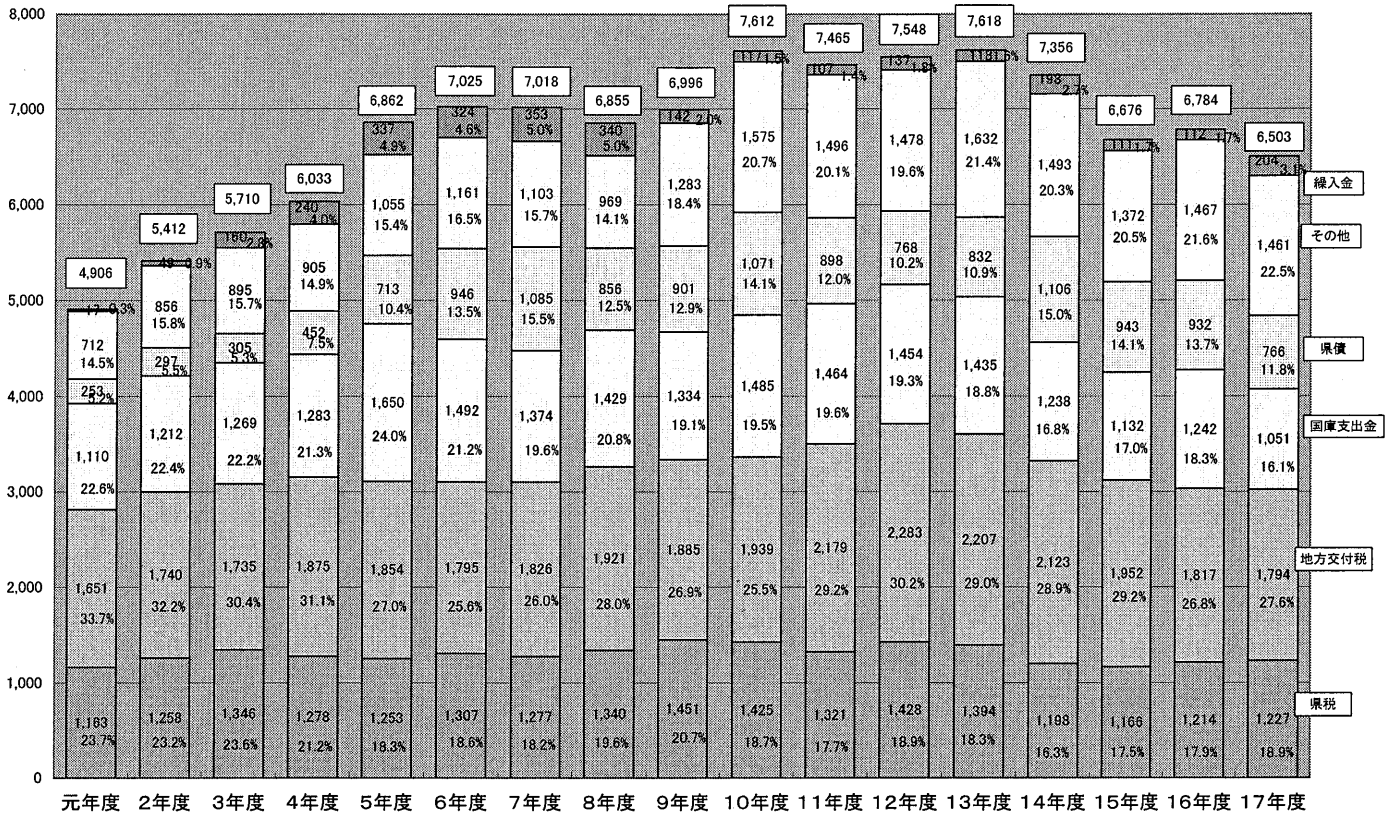
※ 本表における各改善目標額は一般財源の実効額ベースでの概数であり、取組み内容の具体化などのほか予算編成において変動する

※ 「財源対策用基金等残高」には、財源対策用基金以外の活用可能額を含むほか、17年度の「歳入合計」には財源対策用基金等の繰入額を含む

財政の現状

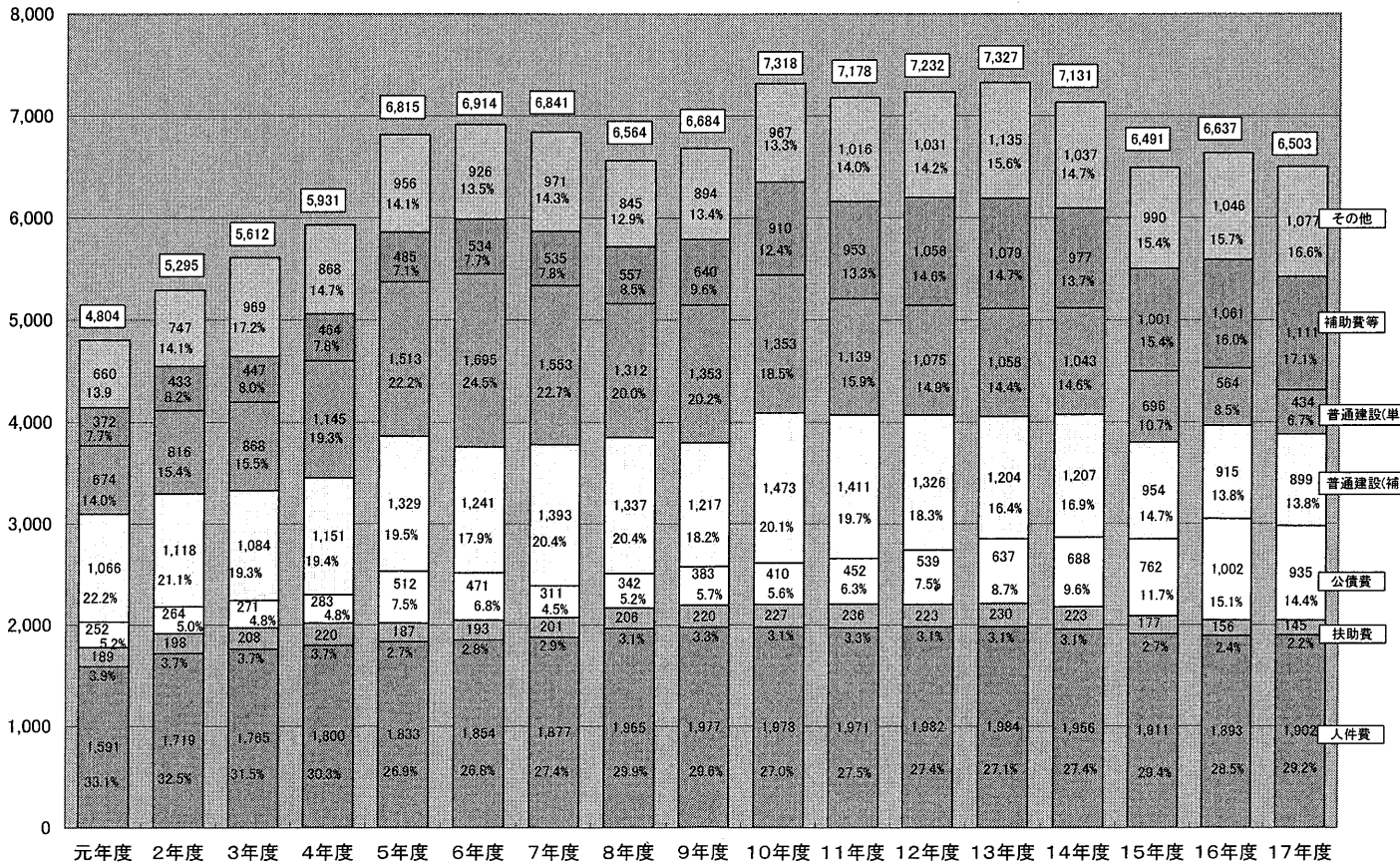
歳入決算額の状況(一般会計)

(億円)

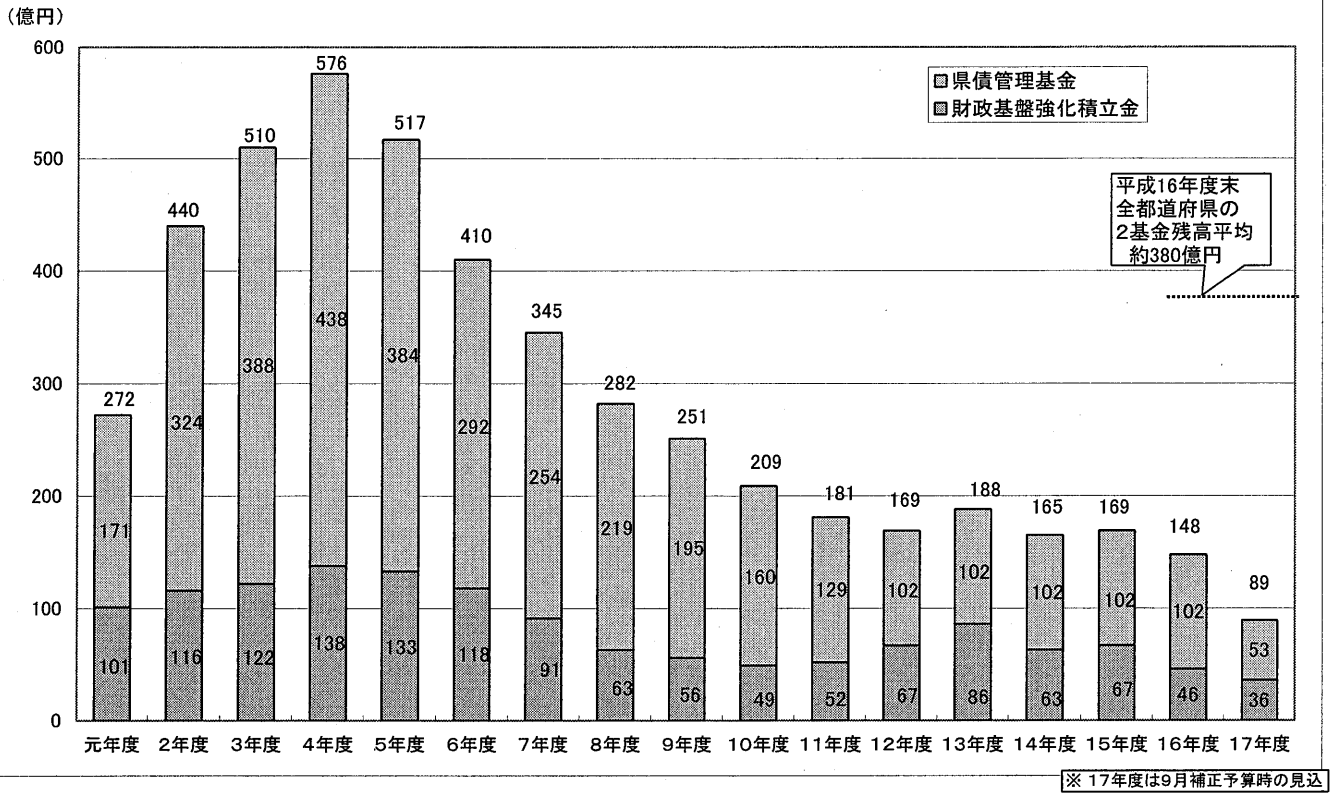


歳出決算額の状況(一般会計:性質別)

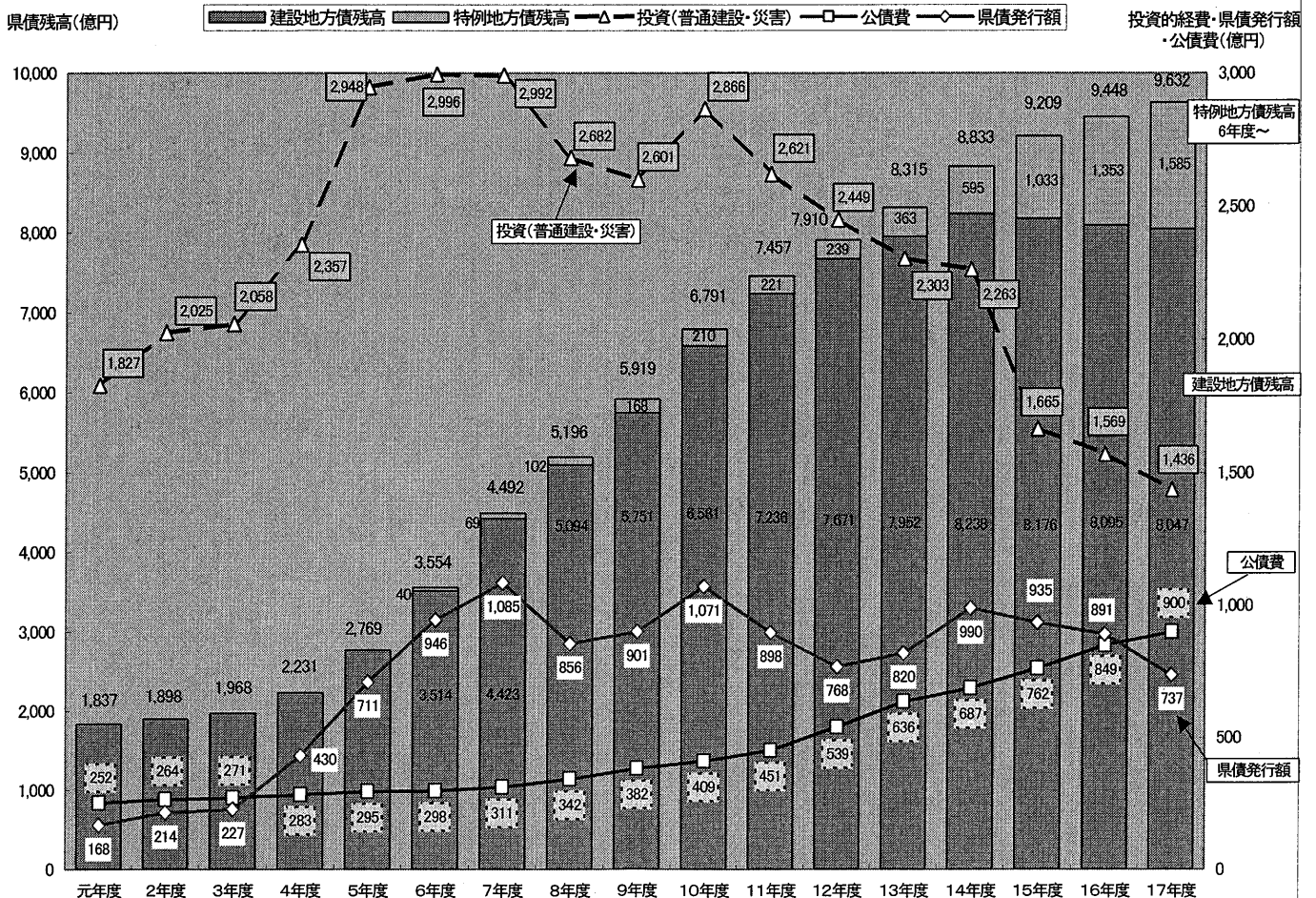
(億円)



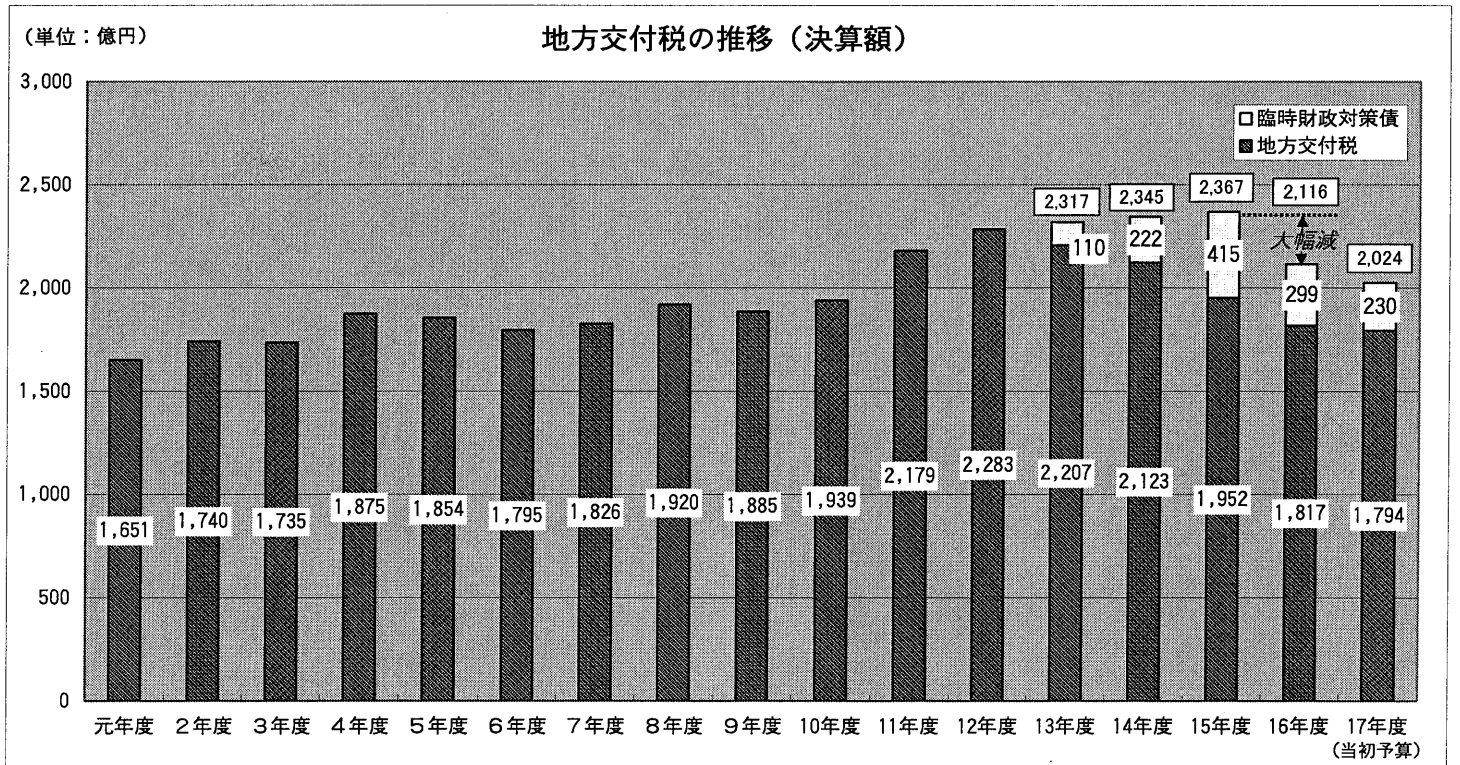
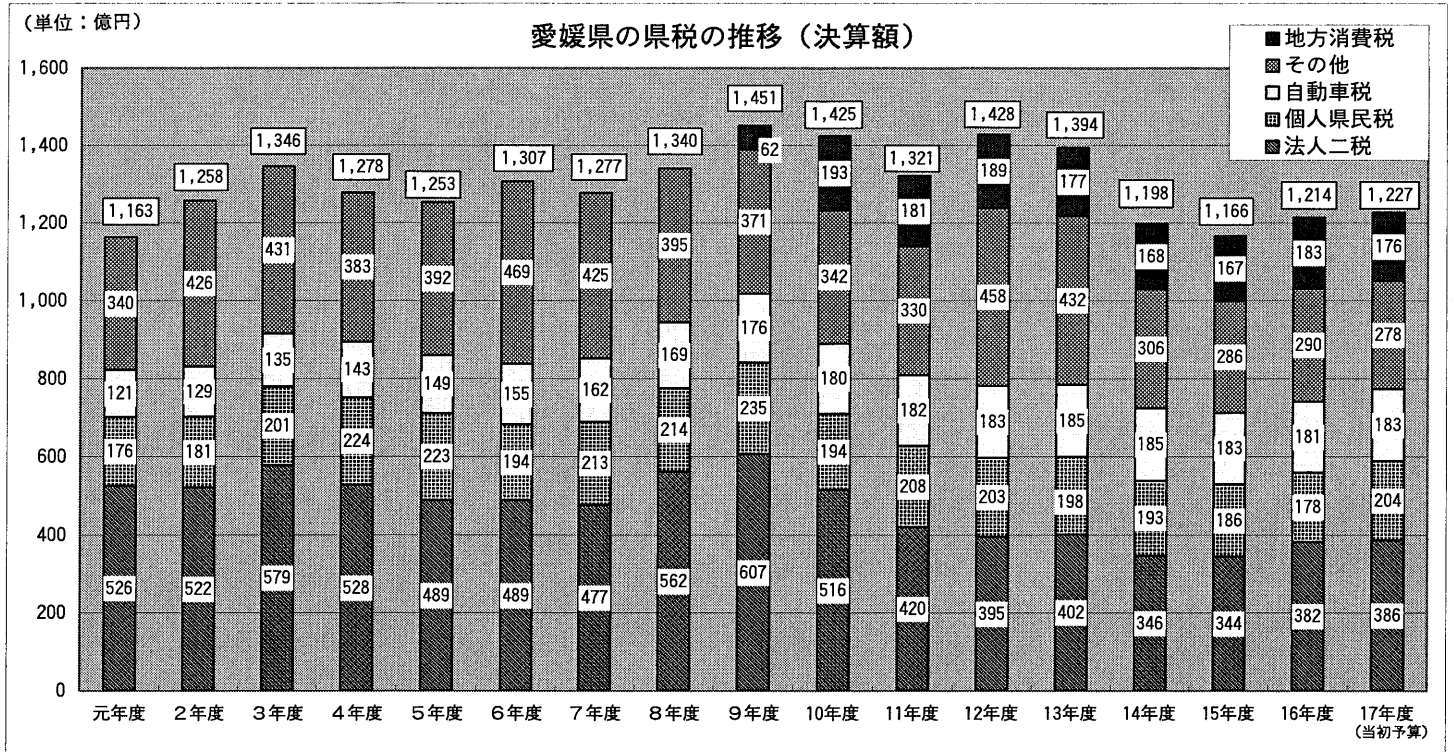
財源対策用基金残高の推移



投資的経費・県債残高・県債発行額・公債費の状況(一般会計)

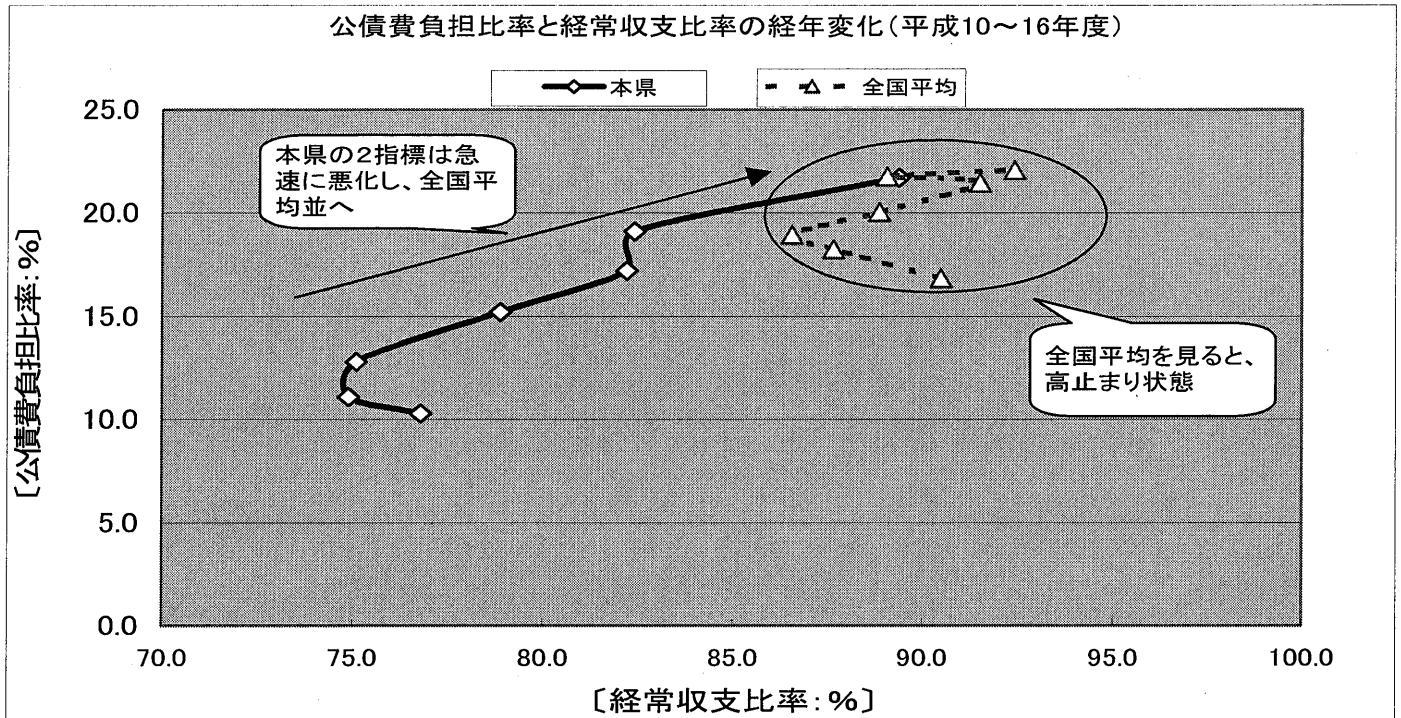


*NTT無利子貸付金及び災害援護資金貸付金を除く



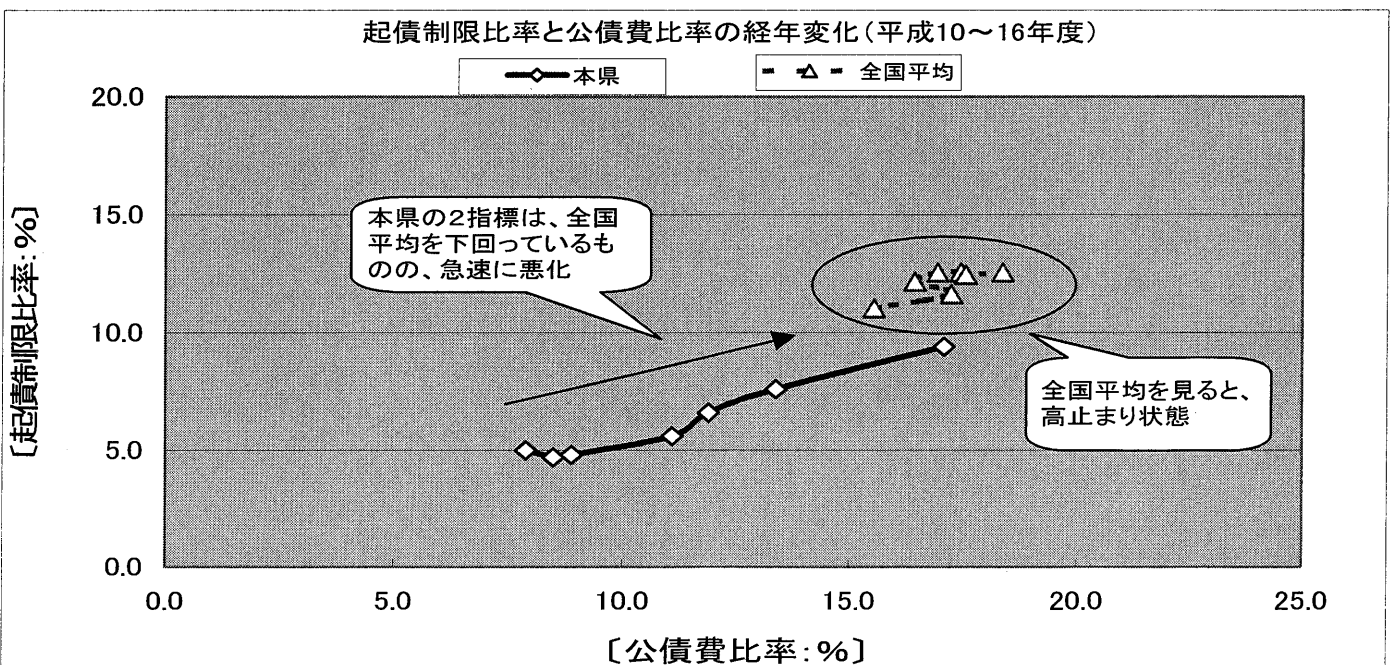
＜経常収支比率と公債費負担比率の経年変化＞

| | 10年度 | 11年度 | 12年度 | 13年度 | 14年度 | 15年度 | 16年度 |
|---------------|------|------|------|------|------|------|------|
| 経常収支比率(愛媛県) | 76.8 | 74.9 | 75.1 | 78.9 | 82.2 | 82.4 | 89.4 |
| 公債費負担比率(愛媛県) | 10.3 | 11.1 | 12.8 | 15.2 | 17.2 | 19.1 | 21.7 |
| 経常収支比率(全国平均) | 90.5 | 87.7 | 86.6 | 88.9 | 91.5 | 89.1 | 92.4 |
| 公債費負担比率(全国平均) | 17.1 | 18.5 | 19.2 | 20.3 | 21.7 | 22.0 | 22.3 |



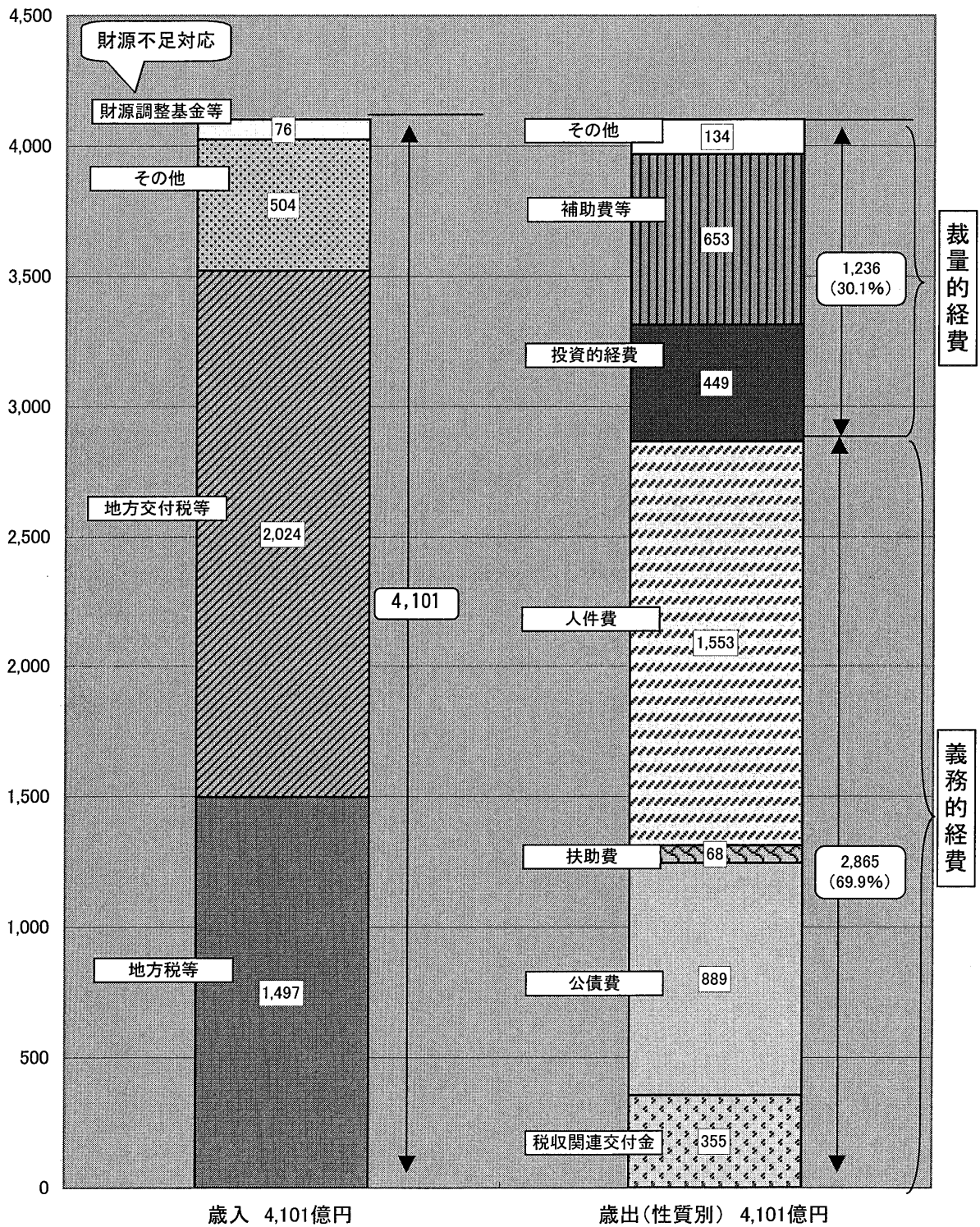
＜公債費比率と起債制限比率の経年変化＞

| | 10年度 | 11年度 | 12年度 | 13年度 | 14年度 | 15年度 | 16年度 |
|--------------|------|------|------|------|------|------|------|
| 公債費比率(愛媛県) | 7.9 | 8.5 | 8.9 | 11.1 | 11.9 | 13.4 | 17.1 |
| 起債制限比率(愛媛県) | 5.0 | 4.7 | 4.8 | 5.6 | 6.6 | 7.6 | 9.4 |
| 公債費比率(全国平均) | 15.6 | 17.3 | 16.5 | 17.0 | 17.5 | 17.6 | 18.4 |
| 起債制限比率(全国平均) | 11.1 | 11.7 | 12.2 | 12.6 | 12.6 | 12.5 | 12.6 |

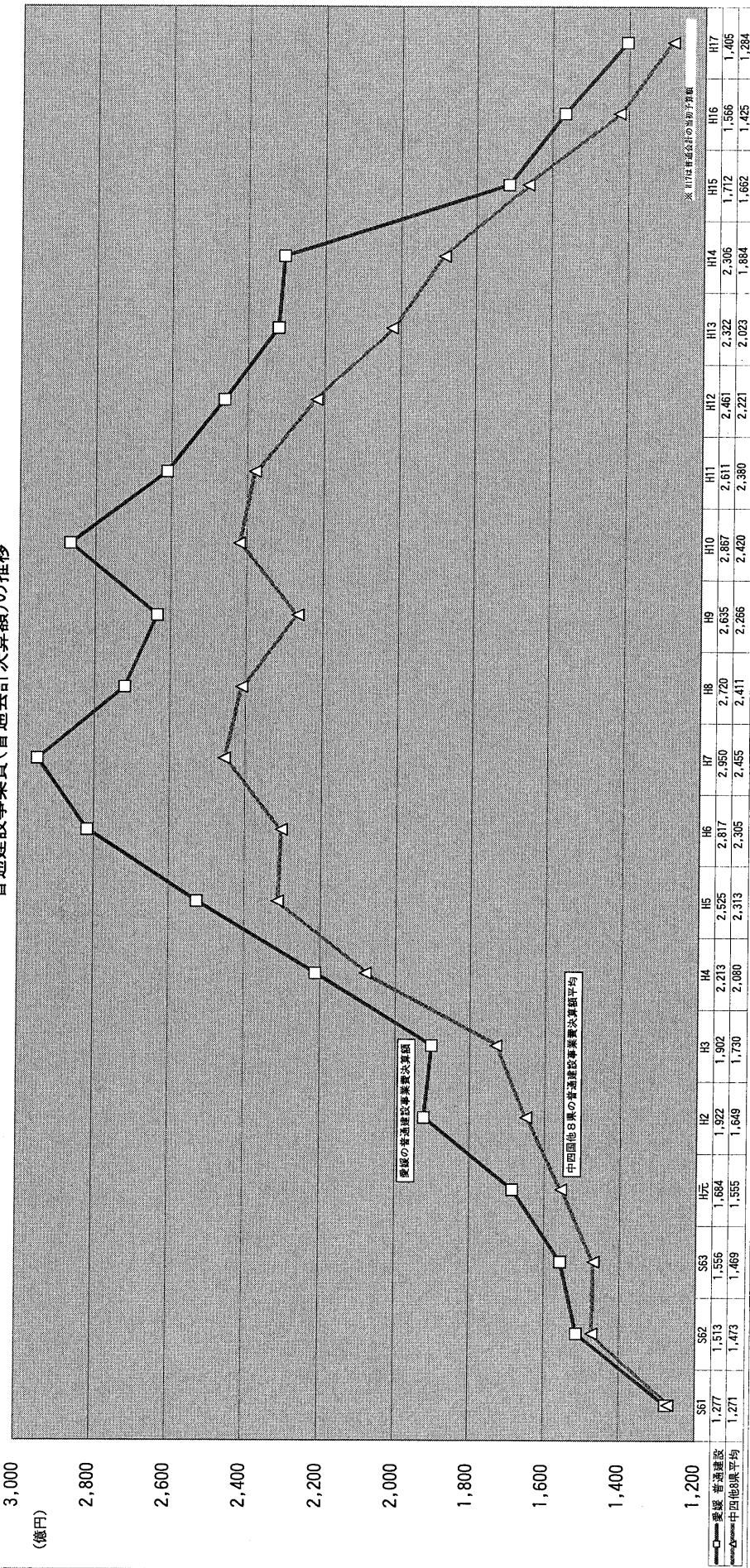


(億円)

愛媛県の一般財源による歳入・歳出の状況(平成17年度予算)



普通建設事業費(普通会計決算額)の推移



《普通建設事業費の削減について》

本県と本県を除く中四国8県平均の普通建設事業費の推移をみると、バブルの始まった昭和61年度頃は、ほぼ同水準であったが、その後は、都市部と比較して立ち後れた社会資本の整備に加え、国と連動した景気対策に取り組み、本県は中四国平均を大きく上回る投資を実施。

本格的な歳出削減を開始した15年度に本県の普通建設事業費は、一旦中四国平均近くの水準まで下がったが、中四の多くが16年度の国による交付税削減等の影響に対応するため、普通建設事業費の削減を加速させた一方で、本県は緊急避難的な基金繰入で対応したことから、再度乖離が生じている。

公債費の累増に苦しみ、この抑制が課題となっている本県としては、財政改革のための計画を既に策定し、投資的経費の更なる削減に取り組み中四各県の推移が一つの目安になると考えており、当面は、中四国平均程度への削減を実施。